

石川県原子力環境安全管理協議会議事録

1. 日 時：平成19年8月1日（水） 13時30分～15時45分

2. 場 所：石川県庁11階1109会議室

3. 出席者：20名（名称略）、事務局、説明者他

4. 議事概要

(1) 志賀原子力発電所1号機臨界事故について、北陸電力(株)から再発防止対策の実施状況、原子力安全・保安院から特別な保安検査での確認結果及び県から立入調査結果の説明があった。

(委員)再発防止対策について、非常に良く行動計画が立てられている。行動計画がどの程度、地元住民に受け入れられているかが、最も気になる。

(電力)現在、志賀町内で説明を行っている。それ以外の隣接市町へは、いろいろな会合に出向き説明を行っている。

(委員)原子力発電所は地域住民の理解と信頼の上に立って初めて成り立つものであり、地元住民の信頼回復が一番大事である。

(委員)他電力への職員派遣研修については、もっと早くから行うべきではなかったのか。

(電力)従来から沸騰水型原子力発電所を持つ電力会社には人的交流を行っている。今回は、良好な定期検査の管理を行っている加圧水型原子力発電所を持つ電力会社に職員を派遣することとしたもの。

(委員)請負者との責任体制を明確にするとあるが、責任は全て、北陸電力にあるという意識が無いといけない。

(電力)北陸電力が、一元的に管理をして責任を持つのは当然のことと認識している。

(委員)原子力安全・保安院には、原子力発電所の安全性は国が責任を持っているのだという姿勢を、地元において、もう少し前面に出て、示して欲しい。

(保安院)新潟県中越沖地震でも指摘されており、対応していきたい。

(委員)臨界事故を受け、不安、不信感を持たざるを得ない。電力が地元住民の理解活動を行っているが、現段階においては、決して理解されているとは言えない。保安院に対しては、町民にもっと近づいて、説明を行って欲しい。再発防止対策の対応として、人員的な増員も含めて検討して欲しい。

(2) 能登半島地震に係る志賀原子力発電所の対応について、北陸電力㈱及び原子力安全・保安院から説明があった。

(3) 新潟県中越沖地震を踏まえた対応について、原子力安全・保安院及び北陸電力㈱から説明があった。

(委員) 使用済燃料プール水の飛散について、飛散しないような対策は行えないのか。

(電力) 基本的には飛散しても、管理区域内に留まり、外部へ放出されないようになっている。

(委員) 柏崎刈羽原子力発電所の火災がテレビ中継されたが、不安で一杯であった。北陸電力では、早速、自衛消防隊として化学消防隊を設置するとしたが、いろいろなことが起こっており、早急に対策を行って欲しい。

(保安院) 災害が起きた際、火が消せないような状況は問題であることから、各電力会社に指示を行った。消防施設の耐震性について、どう考えるべきなのか、検討課題であると認識している。

(電力) 原子力発電所の安全性については、後手に回らず、対策が行えるよう取り組んでいく。

(委員) 消火用配管破損については、破損しないような対策も必要だと思う。

(保安院) 原子力発電所については、基本的には、「止める、冷やす、閉じ込める」という機能を維持することが最も重要という認識でこれまで対応してきた。そのため、発電所内の設備については、非常に配慮しているが、発電所外では通常の工場と同様の考え方となっていた。今回の地震時の被害状況を、一つの教訓として、更なる改善を検討していきたい。

(委員) 能登半島地震、中越沖地震については、現在、調査中である。新しい指針に照らした志賀原子力発電所の安全性については、まだ、確認がなされておらず、安全ということが確認されたわけではない。

(保安院) 今回の地震の知見を得るため、最大限の調査が行われる必要があり、これを元に、耐震安全性の確認が行われることとなる。今後、新しい知見が得られる都度、耐震安全性の確保されているか確認を行っていくという姿勢が最も必要である。

(4) 志賀原子力発電所の運転状況等及び志賀1号機海水取水量の安全協定値超過に係る対応について、北陸電力から説明があった。

(5) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(平成18年度第4報)について、事務局から説明があった。

(委員) 概要版の「線量率と雨量」のところで、図が「線量率と出現頻度」となっている。変更をお願いする。

(事務局) 了解。

(6) 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成18年度秋季)について、事務局から説明があった。

(7) 前回の議事録(案)について、意見等があれば8月8日までに事務局へ連絡していただくこととなった。

－ 以 上 －